

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 17 日

各団体 御中

消 防 庁 総 務 課

商業法人登記のオンライン申請における電子署名について（情報提供）

貴団体におかれましては、平素から消防行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

いわゆるサービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスであっても、取締役会議事録への電子署名（会社法（平成17年法律第86号）第369条第4項、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第225条第1項第6号、第2項）として有効な場合が有り得るとの法務省見解（別添参照）が、各経済団体（日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所及び新経済連盟）宛てに通知されました。

上記の見解を踏まえ、商業・法人登記のオンライン申請における電子署名についても、一定の添付書面情報についてはサービス提供事業者による電子署名を本人の作成に係る有効なものとして取り扱うこととなった旨、法務省から情報提供がありましたのでお知らせいたします。

（添付資料）

<法務省>

- 各経済団体（日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所及び新経済連盟）宛て通知内容

連絡先 消防庁総務課 生田 電 話：03-5253-7506 メールアドレス:y2.ikuta@soumu.go.jp
--

各経済団体（日本経済団体連合会，経済同友会，日本商工会議所及び新経済連盟）宛て通知内容

会社法上，取締役会に出席した取締役及び監査役は，当該取締役会の議事録に署名又は記名押印をしなければならないこととされています（会社法第369条第3項）。また，当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には，署名又は記名押印に代わる措置として，電子署名をすることとされています（同条第4項，会社法施行規則第225条第1項第6号，第2項）。

当該措置は，取締役会に出席した取締役又は監査役が，取締役会の議事録の内容を確認し，その内容が正確であり，異議がないと判断したことを示すものであれば足りると考えられます。したがって，いわゆるリモート署名（注）やサービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスであっても，取締役会に出席した取締役又は監査役がそのように判断したことを示すものとして，当該取締役会の議事録について，その意思に基づいて当該措置がとられていれば，署名又は記名押印に代わる措置としての電子署名として有効なものであると考えられます。

（注）サービス提供事業者のサーバに利用者の署名鍵を設置・保管し，利用者がサーバにリモートでログインした上で自らの署名鍵で当該事業者のサーバ上で電子署名を行うもの